

大気汚染防止法（特定粉じん排出等作業）に関する届出について

1 届出に必要な書類

- (1) 特定粉じん排出等作業実施届出書 ・ ・ ・ 様式3の5
- (2) 特定粉じん排出等作業の方法 ・ ・ ・ 別紙様式
- (3) 解体等工事の受注者が当該工事について特定粉じん排出等作業に係る工事に該当するか否かについて調査した結果
- (4) 作業の対象となる建築物の周辺の地図（縮尺のあるもの）
- (5) 作業の対象となる建築物の配置図
- (6) 特定工事の工程の概要を示した工程表で、特定粉じん排出等作業の工程を明示したものの
- (7) 作業の対象となる建築物の概要（延べ面積、耐火・準耐火構造物の別）
- (8) 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名および連絡場所
- (9) 下請負人の名称及び現場責任者の氏名、連絡場所
（複数ある場合、すべて記入すること）
- (10) 作業の対象となる建築物の部分の見取り図
（主要寸法、特定建築材料の使用箇所を記入）
- (11) 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取り図
（主要寸法、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置を記入）
- (12) 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（掲示板）の例示
- (13) 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業許可証の写し
- (14) その他必要な（県が指示する）書類
※使用する資材（負圧集じん機、真空掃除機等）のカタログ写し
- (15) 委任状（届出者に代表権がない場合のみ添付）

※ (7) ～ (9) については、届出書の参考事項欄に記入することで添付書類に代えることができます。

2 提出方法

- (1) 提出先 特定粉じん排出等作業を行う市町村を所管する各保健所衛生環境課
（新宮保健所串本支所は保健環境課） 和歌山市内については和歌山市環境政策課
- (2) 提出部数 3部（うち1部は届出者控え）

3 留意事項

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工しようとする発注者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに届出をして下さい。

「特定粉じん排出等作業の開始の日」とは除去等に係る一連の作業の開始日であり、具体的には、除去に先立ち作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置等の飛散防止のための作業を開始する日を指します。

なお、届出の受理日は、各保健所が受付を行った日となります。

4 お問い合わせ先

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課企画指導班

TEL (073)441-2688 FAX (073)441-2689

または、各保健所衛生環境課（新宮保健所串本支所は保健環境課）

和歌山市内については和歌山市環境政策課